

■令和6年度からの給食費の額について

1 給食費を保護者負担としている根拠

① 学校給食法における保護者負担に関する記述

政令で定めるもの（職員などの人件費、施設・設備の運営費や整備費、改修費）以外の経費は、児童又は生徒の保護者の負担とする。

② 本市における保護者負担に関する規定

清須市学校給食センター設置条例により「給食に要する経費の内、材料費実費は保護者の負担」としている。

給食費収入 = 食材料費（賄材料費）

2 現在の給食にかかる食材料費の状況

令和4年度からのウクライナ情勢や円安に伴う食料品等の価格高騰により、現在の給食費の額では、給食の水準を維持し、適正な給食の提供を行うことが困難な状況である。

3 令和4年度及び5年度における物価高騰に対する給食費の対応

物価高騰を受けた子育て世帯を支援するため、給食費の額を現行（小：4,100円、中：4,800円、幼：3,800円）に据え置き、保護者への負担増は求めず、物価高騰分を公費で負担している。そのため、適正な給食費の額が設定されていない状態である。

4 令和4年度～8年度における食材料費の増加と給食費の不足の見込

年度 (決算値)	食材料費	
	現在の額による給食費収入 96.6%	不足分 3.4%
令和5年度 (予算値)	食材料費	
	現在の額による給食費収入 93.7%	不足分 6.3%
令和6年度 (見込値)	食材料費	
	現在の額による給食費収入 91.6%	不足分 8.4%
令和7年度 (見込値)	食材料費	
	現在の額による給食費収入 89.9%	不足分 10.1%
令和8年度 (見込値)	食材料費	
	現在の額による給食費収入 88.0%	不足分 12.0%

※令和6年度～令和8年度の見込値は、日本銀行における「経済・物価情勢の展望」を基に算出

5 現在の状況（まとめ）

- ① 給食にかかる経費の内、食材料費分は保護者の負担
- ② 急激な物価高騰により、現在の給食費の額では適正な給食の提供を行うことが困難
- ③ 令和4年度・5年度においては、保護者への負担増は求めず、物価高騰分を公費で負担
- ④ 来年以降においても物価高騰の傾向が、前年比1.6～2.0%程度で継続する見込

⇒ **現状を踏まえた給食費の額の見直しが必要**